

パブリックコメント手続実施要項

作成日：令和4年(2022年)6月6日

案 件 の 名 称	北部大阪都市計画新船場北公園の廃止について
パブリックコメント手続 実 施 の 目 的	都市計画の決定に関する案を作成するにあたり、素案(たたき台)の段階で広く市民のみなさまの声を聴き、意見を反映させる(都市計画法第16条第1項)
実 施 部 局 名	みどりまちづくり部 まちづくり政策室
(問 い 合 わ せ 先)	みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (電話：072-724-6810)
パブリックコメントの 対 象 と な る 資 料	北部大阪都市計画公園の変更 素案(たたき台)
参 考 資 料	北部大阪都市計画新船場北公園の廃止について
閲 覧 方 法 と 閲 覧 場 所	(1) 市ホームページ (http://www.city.minoh.lg.jp/machi/senba_kitakouen/public_comment.html) (2) みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (箕面市役所 別館4階 49番窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 西南生涯学習センター (7) 中央・船場・東図書館 (8) みのお市民活動センター ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)～(8)は、施設の開館日、開館時間
意 見 等 の 提 出 期 間	令和4年(2022年)6月6日から令和4年(2022年)7月5日まで(郵便の場合は必着)
意 見 等 の 提 出 方 法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (箕面市役所まちづくり政策室、行政資料コーナー、豊川支所、止々呂美支所、総合保健福祉センター、西南生涯学習センター、中央・船場・東図書館、みのお市民活動センター) (2) 郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所まちづくり政策室) (3) ファクシミリによる送付 (FAX 072-722-2466) (4) 電子メールによる送付 (Email : machi@maple.city.minoh.lg.jp) ※ 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意 見 等 を 提 出 する 際 の 必 要 記 載 事 項	(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7) 箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた
提出された意見等及び 市の考え方の公表方法	お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応も含めて、「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。 ※公表期間：ご意見に対する市の考え方について、令和4年(2022年)8月頃を予定
備 考	—